

## 東京都が提唱している プラスチック起源 CO<sub>2</sub> の算定ルールに関する新たな制度

(計画部会(第2回)配付「東京における気候変動対策の成果と展開」補足資料)

### 1 資源利用に関する基本的考え方

天然資源は、地球から取り出された後は、最大限有効に活用しなければならない。

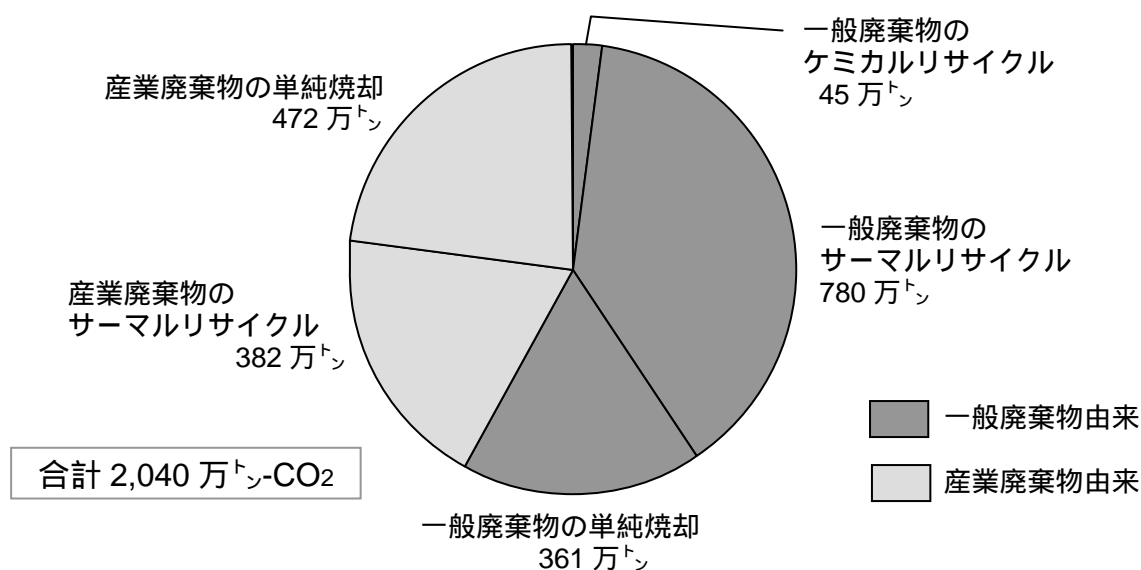
再生可能資源を再生可能な範囲内で利用することが優先されるべきである。

化石系資源(ナフサ)の場合は、素材(プラスチック)としてできるだけ長く、繰り返し利用するとともに、最終的には化学原料・エネルギー資源として有効に活用すべきである。

エネルギー資源としての価値を有する廃プラスチック類を単純焼却・埋立処分することは資源の浪費である。

### 2 現状

廃プラスチック類の燃焼に伴う CO<sub>2</sub>(以下「プラスチック起源 CO<sub>2</sub>」という。)の排出量は、全国で年間約 2,000 万トンである。この量は、我が国温室効果ガス排出量の 1.5%に相当する。



### 我が国のプラスチック起源 CO<sub>2</sub> の排出量 (2007 年度)

出所:「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」のデータをもとに作成

現行の GHG 算定ルール（地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表制度）では、IPCC ガイドラインの考え方をそのまま各事業者の排出量の算定ルールに適用しているため、プラスチック起源 CO<sub>2</sub> はケミカル/サーマルリサイクルや廃棄物処理プロセスからの直接排出量として算定されるルールとなっている。

各種素材・製品の生産に伴うエネルギー起源 CO<sub>2</sub>、セメント製造時の石灰石由来 CO<sub>2</sub>、輸送・流通に伴うエネルギー起源 CO<sub>2</sub>などは、素材・製品の生産・流通段階で把握されているが、プラスチック起源 CO<sub>2</sub> は静脈側でカウントされていて、生産・流通段階では把握されない制度になっている。（環境省の提唱する地球温暖化対策税においても原料ナフサは非課税とされている。）

### 3 CO<sub>2</sub> 削減を進めるための責任分担のあり方

国家 GHG インベントリの算出のための IPCC ガイドラインの考え方をそのまま当てはめるべきではない。

資源利用の低炭素化を進めるためには、どのような責任分担が適切であるかという観点で議論されるべきである。

天然資源利用量のリデュース、再生プラスチックの利用、再生可能資源への転換により、プラスチック起源 CO<sub>2</sub> の削減を進めていくためには、製品設計や素材の選択等について最も効果的にコントロールできる者、すなわちプラスチック使用製品等の製造・輸入事業者（プラスチック製容器包装の容器利用事業者・包装利用事業者、プラスチック製の部材を使用した最終製品の製造事業者等を含む。）が責任を担う制度とすることが最も適切である。

静脈側（廃棄物処理・リサイクル側）が排出責任を担ったのでは、プラスチック起源 CO<sub>2</sub> の削減にはつながらない。

### 4 東京都の提唱する制度

拡大生産者責任に基づくプラスチック起源 CO<sub>2</sub> の算定

プラスチック起源 CO<sub>2</sub> は直接排出段階ではなく、拡大生産者責任の考え方に基づき、以下によりプラスチック製品等の製造・輸入段階で算定する制度とすべきである。

- ・プラスチック使用製品等の製造・輸入事業者に、プラスチック起源 CO<sub>2</sub> の算定・報告を義務づける。
- ・プラスチック起源 CO<sub>2</sub> は、製品等に含まれるプラスチックの種類ごとの量に、別に定める排出係数を乗じて算出するものとする。
- ・再生プラスチック及びバイオプラスチックは対象外とする。

製造事業者等による取組の評価

再生プラスチックやバイオマス素材への転換等によるプラスチック起源 CO<sub>2</sub>

削減の取組が適切に評価され、削減に取り組んだ事業者に経済的なインセンティブが働く仕組みを検討し、導入すべきである。

ケミカル/サーマルリサイクル等の適切な評価

ケミカルリサイクル、サーマルリサイクル及び単純焼却に係る CO<sub>2</sub> 直接排出量についても、参考値として、引き続き算定・報告を義務付けるべきである。

サーマルリサイクルにより外部に電力・熱を供給した場合には、相当する CO<sub>2</sub> 量を控除する制度とし、熱効率の向上を促すべきである。

## 5 期待される効果

製品の軽量化、レジ袋削減、バイオプラスチックの利用等の促進

リデュースや再生可能資源への転換に取り組む事業者の努力が適切に評価され、さらに取組が促進される。

再生プラスチックの利用の促進

材料リサイクルされたプラスチックを積極的に利用する事業者の努力が適切に評価され、再生資源利用にインセンティブが働く。

ケミカル/サーマルリサイクルの促進

ケミカルリサイクルやサーマルリサイクル(RPF化、セメント原燃料化、高効率廃棄物発電等)による石炭等の削減効果(温室効果ガス削減効果)が適切に評価され、効果の高い手法によるケミカル/サーマルリサイクルが促進される。

